

選挙人名簿抄本の閲覧について

由利本荘市選挙管理委員会

選挙人名簿抄本の閲覧ができる場合は、下記【1】【2】のとおりです。必要な書類を揃えて申請してください。

【1】登録の確認及び政治活動・選挙運動を行う場合

目的	閲覧の申出ができる者	閲覧できる者	申請書 (公選法施行規則)	添付書類
特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人	申出者本人	第4号様式の2の2 (その1)	なし
政治活動 (選挙運動を含む)	公職にある者及びその候補者となろうとする者	申出者本人又は申出者が指定する者	第4号様式の2の2 (その2) (※その3)	活動実績を示す資料(現職は不要)
	政党その他の政治団体	申出をした政治団体の役職員・構成員で申出者が指定する者	第4号様式の2の2 (その2) (※その4)	政治団体の届出書の写し、活動実績を示す資料(現職が所属する政治団体は不要)

(※その3) 閲覧申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせる必要がある場合に添付

(※その4) 閲覧申出者及び閲覧者以外の法人に閲覧事項を取り扱わせる必要がある場合に添付

「活動実績を示す資料」とは政治活動用ポスター、立札・看板掲示用証票交付申請書の写しなどが考えられる

【2】統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち、政治又は選挙に関するものを実施する場合

閲覧の申出ができる者	閲覧できる者	申請書 (公選法施行規則)	添付書類
国又は地方公共団体の機関	申出機関の職員で、申出者が指定する者	第4号様式の2の3 (その1)	・調査研究の概要や実施体制を示す資料
法人	申出法人の役職員・構成員で、申出者が指定する者	第4号様式の2の3 (その1)	・調査研究の概要や実施体制を示す資料 ・申出者が国等の機関並びに大学等からの受託者である場合は、契約書の写し ・法人登記簿の写し
個人	申出者本人又は申出者が指定する者	第4号様式の2の3 (その1) (※その2)	・調査研究の概要や実施体制を示す資料 ・申出者が国等の機関並びに大学等からの受託者である場合は、契約書の写し

(※その2) 閲覧申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせる必要がある場合に添付

「公益性が高い」とは、調査研究結果が広く公表され、その成果が還元されているかどうかを判断基準となる

閲覧の手続き

1. 由利本荘市選挙管理委員会事務局(0184-24-6389／6390)へ問い合わせ
他の閲覧申出者と閲覧日時が重なるのを避けるため、事前に希望日時・閲覧する人数をご連絡ください。
2. 必要な提出書類を揃える
提出書類については上の表をご確認ください。
3. 提出書類を事前に郵送または持参する
原則、閲覧希望日の3営業日前までにご提出ください。
4. 当日、閲覧する
閲覧当日には、閲覧者本人の顔写真付き身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)と、法人の場合は社員証などを提示してください。

閲覧する際の注意事項

- 選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後5日に当たる日(選挙の期日の翌日から起算して5日目)までの間は閲覧できません。ただし、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うための閲覧の申出については、異議の申出を行うことができる期間に限り、例外として上記期間であつても閲覧することができます。
- 複数日にわたって閲覧する場合、各日の閲覧申請書をご提出ください。
- 閲覧は、委員会の執務室又は委員会が指定した場所において、執務時間内(午前8時30分～午後5時15分)に行ってください。
- 閲覧は筆記のみで行い、PCでの入力・コピー・撮影等による複製はできません。
- 閲覧後、書き写したものを委員会に提出して下さい。
- 調査研究のための閲覧において調査活動が終了した場合、委員会にその調査結果及び成果品等を報告して下さい。
- 偽りその他の不正手段により閲覧した場合や他目的利用、第三者提供をした場合は30万円以下の過料が課され、委員会の命令に従わなかった場合は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が課されます。

閲覧状況の公表制度

公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、毎年3月末日までに、選挙人本人又は同居している者についての登録有無の確認を除き、選挙人名簿の抄本の閲覧状況について公表します。

【問い合わせ先】

由利本荘市選挙管理委員会事務局
〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎 17 番地
TEL : 0184-24-6389／6390
FAX : 0184-23-5055
E-mail : senkyo@city.yurihonjo.lg.jp